

聖籠町介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第23号

聖籠町介護保険法施行細則の一部を改正する規則

聖籠町介護保険法施行細則（平成17年聖籠町規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第3条関係)

(表面)

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	
認定年月日(注)		認定の有効期間			
被 保 険 者	番 号	区分支給限度基準額		開始年月日 終了年月日	
	住 所	居宅サービス等		開始年月日 終了年月日	
	フリガナ	1月当たり		開始年月日 終了年月日	
	氏 名	サービスの種類		種類支給限度基準額	
生年月日	姓	（うち種類支給限度基準額）		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	
交付年月日	名	認 査 会 び 定 意 一 審 及 の 指 種 類 別 の サ 指 定		届出年月日	
保 険 者 名 称 及 び 印	1 5 3 0 7 2	認 査 会 び 定 意 一 審 及 の 指 種 類 別 の サ 指 定		届出年月日	
	新潟県北蒲原郡聖籠町 大字諏訪山1635番地4 聖 籠 町 電話 0254(27)2111	認 査 会 び 定 意 一 審 及 の 指 種 類 別 の サ 指 定		入所得年月日	
				介護保険等 種 類 名 称 種 類 名 称	
				入所得年月日 通所等年月日	

(注)：事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日

(裏面)

<p>十四 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を聖籠町役場からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を三割(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額等)を受けることがあります。</p>	<p>九 居宅サービス(下「居宅サービス等」という。)については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ聖籠町役場に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、聖籠町役場に届け出た場合に限って規程の定めるところにより、これらの手続をしない場合は、聖籠町役場からの事後払い(償還払い)になります。</p>	<p>一 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ聖籠町役場の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。</p> <p>二 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。</p> <p>三 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に出してください。</p> <p>四 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者提供に提出してください。</p> <p>五 認定の有効期限を超過したときは、保険給付を受けられませんが、認定の有効期限を超過する六十日前から三十日前までの間に聖籠町役場にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。</p>
<p>十一 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を聖籠町役場に返してください。</p> <p>十二 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、聖籠町役場にその旨を届け出てください。</p> <p>十三 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>	<p>七 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です(居宅介護支援サービス及び介護予防サービスの利用支払額はありせん。)</p> <p>八 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です(居宅介護支援サービス及び介護予防サービスの利用支払額はありせん。)</p> <p>九 介護サービスに要した費用のうち聖籠町役場が定める割合又は聖籠町役場が定める額(事業提供者が額を定める場合)においては、当該者が定める額です。</p>	<p>二 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に出してください。</p> <p>三 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に出してください。</p> <p>四 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者提供に提出してください。</p> <p>五 認定の有効期限を超過したときは、保険給付を受けられませんが、認定の有効期限を超過する六十日前から三十日前までの間に聖籠町役場にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。</p>

別記様式第2号の2を次のように改める。

別記様式第2号の2（第3条の2関係）

（表面）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 介 護 保 険 負 担 割 合 証 </div>											
交付年月日 年 月 日											
被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	年	月	日	性別	男・女					
利用者負担 の割合		適 用 期 間									
割		開始年月日	年	月	日						
割		終了年月日	年	月	日						
割		開始年月日	年	月	日						
割		終了年月日	年	月	日						
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		<table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px 10px;">1</td> <td style="padding: 5px 10px;">5</td> <td style="padding: 5px 10px;">3</td> <td style="padding: 5px 10px;">0</td> <td style="padding: 5px 10px;">7</td> <td style="padding: 5px 10px;">2</td> </tr> </table> 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4 聖籠町 電話 0254—27—2111				1	5	3	0	7	2
1	5	3	0	7	2						

(裏面)

注意事項

- 一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 二 介護サービス又は、介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありませぬ。)
- 三 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときには、直ちに、この証を聖籠町役場に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、聖籠町役場にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 六 利用時支払額を三割(「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合には四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている介護保険被保険者証は、この規則による改正後の聖籠町介護保険法施行細則により交付された介護保険被保険者証とみなす。